



前代未聞の不当裁判

親子3代100年近く耕し続けてきた農地と作業場などが暴力的に奪われる——こんな理不尽なことが今、成田空港建設をめぐって行われようとしています。

金と暴力で農地を奪い、住民を追い出して強行された空港建設は、激しい抵抗によっていまだ完成していません。強制的に土地を取り上げる土地収用法も効力を失いました。そこで空港会社は、成田市の専業農家・市東孝雄（しどうたかお）さんから農地を奪おうと、農地法を悪用した裁判をおこしました（2007年）。判決が7月29日に言い渡されます。

裁判をただす 皆さんのがんばり

耕作者に無断での底地の買収、唯一の証拠の偽造など空港会社の違法・不当を全面的に暴いた弁護団の弁論や、市東さんの誠実な意見陳述を受けとめるなら、農地を奪う判決などありえません（後述）。

しかし、千葉地裁は空港会社にかたよった裁判進行を行ってきました。不当判決を許さないためには、多くの人々の声が必要です。

緊急3万人署名にご協力下さい。



100年耕作の畠がなぜ取り上げに

問題の畠は、市東孝雄さんの祖父が開墾し、100年に渡って耕作してきた農地です。形の上では小作地ですが自作地と同等の農地で、市東さんが胸を張って「私の畠」と言えるものです。

空港会社は1988年、この畠の底地を市東さんに内緒で地主から買収しました。そして2003年になって突然、「小作権を解約して引き渡せ」と明け渡しを求めてきました。

2006年、空港会社の出した明け渡し申請に千葉県知事は許可決定を下しました。この決定は、“従わなければ裁判で強制的に取り上げる”というものでした。

場所が違う! 証拠も偽造

空港会社が明け渡しを求めるることは農地法の目的をねじ曲げるものです。そもそも耕作者である市東さんに隠した1988年の買収自体が農地法違反です。秘密にしていたため、旧地主に15年間も地代をだましとらせるなど不法行為の連続で、空港会社に「明け渡せ」という資格はありません。

裁判で、さらに重大な問題が明らかになりました。明け渡せという畠の場所を間違え、それを特定するための文書を偽造していました。地主の署名や市東さんの父親の署名まで偽造していたのです。

みんなの 問題

これらの違法・不当を見れば「提訴却下」が当然のことです。しかし、原発と同じ国策裁判を進める多見谷寿郎（たみやとしお）裁判長はこれを黙認し、空港会社側にかたよった姿勢を示していました。裁判は6年間の弁論を経て、3月27日に結審しました。不当な判決を許さない力は人々の声と行動です。

市東さんの農地取り上げは、事実上の強制収用です。9266平方メートルという戦後最大の規模です。労働基準法、教育基本法とともに戦後憲法体系の柱の一つである農地法を破壊・悪用して行おうというもので、市東さん一人の問題ではなく、みんなの権利がかかっています。

多見谷裁判長は原発と同じ国策裁判に加担するな！



中央が市東孝雄さん。週に2回、仲間とともにに出荷作業。東京・千葉を中心に、直接消費者に有機・無農薬の野菜を届けています

左のAとBが取り上げ対象とされた畠。誘導路は農家の声を踏みにじって強行したた
としましたが、いまになつて、畠を取り上げる裁判を起こしたのです

ため、Aの畠のところで滑走路側に「へ」の字に曲がっています。これでも「安全」「支障なし」